

さ情審査答申第200号
令和3年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和2年11月10日付けで貴職から受けた、「東武鉄道と協定を行った「東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事に伴う実施設計業務」の成果物、東武鉄道との「東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事に関する施行協定書」（市での稟議書及び打合せ議事録。東武鉄道との議事録等）、令和2年1月以降の「七里駅橋上化駅舎・自由通路の整備事業」に関する資料・議事録」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和2年7月29日付け都ま区第956号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分において不開示とされた議事録の小見出し等について、「1 協議の趣旨②③」及び「2 協議内容②③④」の小見出しについて不開示とした本件処分は妥当ではなく、同部分は開示されるべきであるが、その他の部分を不開示とした本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、審査請求に係る処分への追加記述及び開示しない文書の一部を開示するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求に係る処分への追加記述

処分のあった、東武鉄道と協定を行った「東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事に伴う実施設計業務」の成果物の「建築時に用いる資材の種類、寸法」、「機械、設備の種類、台数、規模、能力に関する情報」、「橋上駅舎及び仮駅舎の駅事務室の間取り」、「橋上駅舎・自由通路に関する緑化推進条例関係資料」、「橋上駅舎・自由通路に関する景観条例・景観法関係資料」、「橋上駅舎・自由通路に関する福祉のまちづくり条例関係資料」、「橋上駅舎・自由通路に関する土地区画整理法関係資料」、「橋上駅舎・自由通路に関する建築確認申請関係資料」及び「仮駅舎に関する福祉のまちづくり条例関係資料」に係る処分への記述は、条例第12条第2項に基づき、処分に「期間の経過により開示することができるようになる期日」の追加記述が必要と考える。

(2) 開示しない文書の一部を開示もしくは追加記述

処分のあった、東武鉄道との「東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事に係る施行協定書」の年度別工事費概算額調書（年度別の金額、項目別の金額）の開示しない部分については、さいたま市が工事額として東武鉄道と締結した協定額であり、当該年度については既に予算化されており、また次年度以降も債務として担保されている金額と考える。また、項目別の金額、管理費、消費税についても条例第7条第3号に該当するものではなく、開示できるものとする。

また、審査の結果、処分どおり年度別工事費概算額調書（年度別の金額、項目別の金額）が開示できないとしても、条例第12条第2項に該当し追加記述が必要と考える。

(3) 開示しない文書の一部を開示

処分のあった、令和2年1月以降の七里駅橋上化駅舎・自由通路の整備事業に関する、③1、2を除く東武鉄道との打合せ資料及び議事録（令和2年5月28日議事録、打合せ資料）及び④さいたま市土地区画整理協会との打合せ資料、議事録（令和2年5月28日議事録、打合せ資料）の開示しない部分として、③④の議事録のうち「行政処分に係る協議」、「調整に関する情報」、「企業の補償に関する情報」、「企業との調整に関する情報」とあるが、処分された議事録の協議内容及び打合せ事項はすべて開示しない部分となっており、詳細の議事内容は開示しないとしても、開示しない理由の「行政処分に係る協議」、「調整に関する情報」、「企業の補償に関する情報」、「企業との調整に関する情報」であることが認識できる情報は開示できると考える。

(4) 実施機関は、弁明書で「条例第12条第2項には、開示請求に係る行政情報が期間の経過により開示することができるようになる期日をあらか

じめ明示することができるときは、その期日を付記するものとする」とあるが、協定締結相手方による年度ごとの工事発注手続きの時期や工事発注形式が未定であることから、開示請求に係る行政情報を開示することができるようになる期日を確定的に明示できる状況にない。」と主張している。

しかしながら、条例の「開示することができるようになる期日」というのは、「確定的な期日（暦日）を示しているのだけではなく、例えば「〇〇工事発注後の開示は可能」、「〇〇年度に予定の〇〇工事発注後の開示は可能」等の期日の追加記載ができるものと考えられる。

- (5) 実施機関は弁明書で「処分に係る協議」、「調整に関する情報」、「企業との調整に関する情報」については条例第7条第4号、「企業の補償に関する情報」については、意思決定に係る手続きが途上であり、未成熟な内容である事項として認識できることとなること、また、交渉記録に係る内容であること、「企業の補償に関する情報」については、各種団体による企業への補償に関する情報であるから、各種団体と企業の権利その他正当な利益を害するおそれがあること、及び契約、交渉に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報であることを認識できることとなるため、不開示としたものである。」と主張している。

しかしながら、今回の開示は議事録等にはあると想定する各議事の「小見出し」はおろか「一字一句」（以下「小見出し等」という。）も開示せず、すべてを不開示としている。これは、この議事録が実施機関の示す「行政処分に係る協議」「調整に関する情報」「企業の補償に関する情報」「企業との調整に関する情報」であることすら認識できないものであり、本当にそのような記載があるのかも信用できないものとなっている。

「小見出し等」を開示することは、実施機関が不開示とする理由として主張するようなこととなるとは考えられない。

「行政処分に係る協議」「調整に関する情報」「企業の補償に関する情報」「企業との調整に関する情報」に関するような「小見出し等」は一部開示できるのではないかと考えている。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由について

- (1) 実施機関が特定した行政情報の名称は、1 東武鉄道と協定を行った「東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事に伴う実施設計業務」（以下「実施設計業務」という。）の成果物として、成果品目録、実施

設計図、申請図書等、一貫構造計算書（前半）、一貫構造計算書（後半）、
2 東武鉄道との「東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工
事に関する施行協定書」（市での稟議書及び打合せ議事録。東武鉄道との
議事録等）（以下「施行協定書等」という。）として、東武野田線七里駅橋
上駅舎及び南北自由通路設置工事に関する施行協定の締結について都ま
区第2720号令和2年3月17日、東武野田線七里駅橋上駅舎及び南
北自由通路設置工事に関する施行協定書、3 令和2年1月以降の七里駅
橋上化駅舎・自由通路の整備事業（以下「整備事業」という。）に関する
①1、2を除く市での作成資料、議事録として、令和2年1月20日 議
事録、打合せ資料、②市議会における作成資料及び議事録（市会議員との
打合せ資料、議事録を含む）として、議案書出稿原稿の議案提案課への確
認依頼、③1、2を除く東武鉄道との打合せ資料及び議事録として、令和
2年5月28日議事録、打合せ資料、④さいたま市土地区画整理協会との
打合せ資料、議事録として、令和2年5月28日議事録、打合せ資料であ
る。

- (2) 特定した行政情報のうち、開示しない部分及び理由1「実施設計業務」
の成果物のうち、会社の印影については、専ら法人等の内部に関する情報
であり、条例第7条第3号の、法人に関する情報のうち、公にすることによ
り、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を
害するおそれがある情報に該当すると判断した。

会社における役職名、氏名、印影、さいたま市中高層建築物の建築及び
大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例により説明を
行った近隣住民等に記載された番号、説明を行った住民の住所・氏名、区
分、建築物等の用途、説明の経過、説明者氏名については、条例第7条第
2号の、特定の個人が識別できる個人に関する情報に該当すると判断し
た。

建築時に用いる資材の種類、寸法、機械、設備の種類、台数、規模、能
力に関する情報、橋上駅舎及び仮駅舎の駅事務室の間取りについては、法
人の生産活動の計画・方針等に関する情報であり、営業・販売活動の計画・
方針等に関する情報であること、また、法人の防犯上の利益を損するおそ
れがあることから、条例第7条第3号の、法人に関する情報のうち、公に
することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正
当な利益を害するおそれがある情報に該当すると判断した。

橋上駅舎・自由通路に関する緑化推進条例関係資料、橋上駅舎・自由通
路に関する景観条例・景観法関係資料、橋上駅舎・自由通路に関する福祉
のまちづくり条例関係資料、橋上駅舎・自由通路に関する土地区画整理法

関係資料、橋上駅舎・自由通路に関する建築確認申請関係資料、仮駅舎に関する福祉のまちづくり条例関係資料については、協定締結相手方による工事発注前であり、工事に使用する材料、設備、機械等の記載があることから、条例第7条第4号の、公にすることにより、不当に市民間に混乱を生じさせる恐れがある情報に該当すると判断した。

一貫構造計算書、設計に用いた計算式、機械の種類、利用技術に関する情報については、法人の技術上の専門知識に関する情報であることから、条例第7条第3号の、法人に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当すると判断した。

議事録の協議先の担当者氏名については、条例第7条第2号の、特定の個人が識別できる個人に関する情報に該当すると判断した。

議事録の企業間の契約に関する情報については、営業・販売活動の状況に関する情報であり、条例第7条第3号の、法人に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当すると判断した。

URLや、非公開のネットワークアドレスについては、条例第7条第3号の、法人に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると判断した。

個人の携帯電話番号・Eメールアドレス、資格名・資格番号については、条例第7条第2号の、特定の個人が識別できる個人に関する情報に該当すると判断した。

2「施行協定書等」のうち、年度別工事費概算額調書（年度別の金額、項目別の金額）については、年度毎の協定を締結しておらず、協定締結相手方による工事発注前であることから、条例第7条第3号の、法人に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると判断した。

橋上駅舎の駅事務室の間取りについては、営業・販売活動の計画・方針等に関する情報であり、また、法人の防犯上の利益を損するおそれがあることから、条例第7条第3号の、法人に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると判断した。

会社の印影については、専ら法人等の内部に関する情報であり、条例第7条第3号の、法人に関する情報のうち、公にすることにより、当該法

人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当すると判断した。

氏名については、条例第7条第2号の、特定の個人が識別できる個人に関する情報に該当すると判断した。

3「整備事業」に関する資料においては、①の議事録のうち、計画の策定に係る事前協議、相談に係る内容については、意思決定に係る手続きの途上にある情報のうち、その内容が未成熟であり、それを知った市民に不正確な理解や誤解を与え、不当に混乱を生じさせる恐れがある情報であり、条例第7条第4号の、公にすることにより、不当に市民間に混乱を生じさせる恐れがある情報であると判断した。

③、④の議事録のうち、協議先の担当者氏名については、条例第7条第2号の、特定の個人が識別できる個人に関する情報に該当すると判断し、行政処分に係る協議、調整に関する情報については、意思決定に係る手続きの途上にある情報のうち、その内容が未成熟であり、それを知った市民に不正確な理解や誤解を与え、不当に混乱を生じさせる恐れがある情報であり、条例第7条第4号の、公にすることにより、不当に市民間に混乱を生じさせる恐れがある情報であると判断し、企業の補償に関する情報については、各種団体との交渉記録に関する情報であり、条例第7条第5号の、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報であると判断した。同じく企業との調整に関する情報については、意思決定に係る手続きの途上にある情報のうち、その内容が未成熟であり、それを知った市民に不正確な理解や誤解を与え、不当に混乱を生じさせる恐れがある情報であり、条例第7条第4号の、公にすることにより、不当に市民間に混乱を生じさせる恐れがある情報であると判断した。併せて、各種団体との交渉記録に該当する情報であり、契約、交渉に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する恐れがある情報であることから、条例第7条第5号、公にすることにより事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報であると判断した。

⑤七里駅北側特定土地区画整理組合との打合せ資料、議事録（組合員との打合せ資料、議事録を含む）については、作成しておらず、該当する行政情報はない。

2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「実施設計業務」の成果物の①建築時に用いる資材の種類、寸法、②機械、設備の種類、台数、規模、能力に関する情報③橋上駅舎及び仮駅舎の駅事務室の間取り、④橋上駅舎・自由通路に関する緑化推

進条例関係資料⑤橋上駅舎・自由通路に関する景観条例・景観法関係資料⑥橋上駅舎・自由通路に関する福祉のまちづくり条例関係資料⑦橋上駅舎・自由通路に関する土地区画整理法関係資料⑧橋上駅舎・自由通路に関する建築確認申請関係資料⑨仮駅舎に関する福祉のまちづくり条例関係資料については、条例第12条第2項「開示請求に係る行政情報が期間の経過により開示することができるようになる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を付記するものとする。」とあることから、処分に「期間の経過により開示することができるようになる期日」の追加記述が必要と考えると主張している。

審査請求人は①、②及び③について、期間の経過により開示することができるようになる期日を明示することができることを主張しているが、①及び②については法人の技術上の専門知識に関する情報であること、民間鉄道事業者の内部情報であること及び入札公告前に本件行政情報が開示され、その情報が特定の入札参加希望者の知ることとなった場合、当該入札参加希望者のみが事前に積算作業に着手することが可能となり、他の入札参加希望者と比較して入札に有利な情報を与えることになり、民間企業の入札の公平性が損なわれるため、不開示としたものである。

③については、法人の営業・販売活動の計画・方針等に関する情報であること、防犯上の利益を害する恐れがあること及び一般の駅利用客が立ち入ることができない場所であり、民間鉄道事業者の内部情報であるため、不開示としたものである。

審査請求人は④から⑨の資料について、期間の経過により開示することができることを主張しているが、協定相手方による工事発注手続き及び工事発注形式が未定であり、入札公告前に本件行政情報が開示され、その情報が特定の入札参加希望者の知ることとなった場合、当該入札参加希望者のみが事前に積算作業に着手することが可能となり、他の入札参加希望者と比較して入札に有利な情報を与えることになり、民間企業の入札の公平性が損なわれるため、不開示としたものである。

- (2) 「施行協定書等」の年度別工事費概算額調書（年度別の金額、項目別の金額）の開示しない部分については、「さいたま市（以下「市」という。）が工事額として東武鉄道と締結した協定額であり、当該年度については既に予算化されており、また次年度以降も債務として担保されている金額と考える。また、項目別の金額、管理費、消費税についても条例第7条第3号に該当するものではなく、開示できるものとする。また、審査の結果、処分どおり「年度別工事費概算額調書」（年度別の金額、項目別の金額）が開示できないとしても、条例第12条第2項「開示請求に係る行政情報

が期間の経過により開示することができるようになる期日をあらかじめ明示することが出来るときは、その期日を付記するものとする。」に該当し追加記述が必要と考える。」との審査請求人の主張について

年度別工事費概算額調書（年度別の金額、項目別の金額）及び項目別の金額、管理費、消費税等は、協定相手方から伝えられた協定相手方の事業の内容に関するものであり、企業戦略上の秘密に相当する部分が含まれている。また、協定相手方による工事発注手続き及び工事発注形式が未定であり、年度協定を締結していないため年度別の金額が確定しておらず、入札公告前に本件行政情報が開示され、その情報が特定の入札参加希望者の知ることとなった場合、当該入札参加希望者のみが事前に積算作業に着手することが可能となり、他の入札参加希望者と比較して入札に有利な情報を与えることになり、民間企業の入札の公平性が損なわれるため、不開示としたものである。

審査請求人は「年度別工事費概算額調書 年度別の金額、項目別の金額」が開示できないとしても、条例第12条第2項「開示請求に係る行政情報が期間の経過により開示することができるようになる期日をあらかじめ明示することが出来るときは、その期日を付記するものとする。」に該当し追加記述が必要と考えると主張しているが、協定締結相手方による年度ごとの工事発注手続きの時期及び工事発注形式が未定であることから、開示請求に係る行政情報を開示することができるようになる期日を確定的に明示できる状況にない。

- (3) 整備事業に関する、③1、2を除く「東武鉄道との打合せ資料及び議事録（令和2年5月28日議事録、打合せ資料）及び④さいたま市土地区画整理協会との打合せ資料、議事録（令和2年5月28日議事録、打合せ資料）の開示しない部分として、③④の議事録のうち「行政処分に係る協議」、「調整に関する情報」、「企業の補償に関する情報」、「企業との調整に関する情報」とあるが、処分された議事録の協議内容及び打合せ事項はすべて開示しない部分となっており、詳細の議事内容は開示しないとしても、開示しない理由の「行政処分に係る協議」、「調整に関する情報」、「企業の補償に関する情報」、「企業との調整に関する情報」であることが認識できる情報は開示できると考える。」との審査請求人の主張について

「行政処分に係る協議」、「調整に関する情報」、「企業との調整に関する情報」については、意思決定に係る手続きが途上であり、未成熟な内容である情報である事項として認識できることとなること、また、交渉記録に係る内容であること、「企業の補償に関する情報」については、各種団体による企業への補償に関する情報であることから、各種団体と企業の権利そ

の他正当な利益を害するおそれがあること、及び契約、交渉に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報であることを認識できることとなるため、不開示としたものである。

協議の終了後であれば、その時点でこのようなことを協議していたということは開示できる場合もあるが、現時点において開示してしまうと、協議内容が未成熟、不正確なものであるため市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがある。また、当該事業は、区画整理協会が行う事業であるため、協議内容については協会及び鉄道事業者の内部情報であるため、開示することはできない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

実施機関は、本件対象行政情報として「東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事に伴う実施設計業務の成果物として成果品目録、実施設計図、申請図書等、一貫構造計算書（前・後半）、東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事に関する施行協定の締結について及び施行協定書並びに令和2年1月以降の七里駅橋上化駅舎・自由通路の整備事業に関する各種議事録」を特定し、条例第7条第2号、第3号、第4号及び第5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分を取り消し、不開示部分の一部開示あるいは開示できる期日の追加記載を求めて審査請求したものである。

2 本件処分の当否について

(1) 当該事業の実実施設計業務の成果物に記載されている情報である①建築時に用いる資材の種類・寸法、②機械、設備の種類、台数、規模、能力に関する情報、③橋上駅舎及び仮駅舎の駅事務室の間取り、④橋上駅舎・自由通路に関する緑化推進条例関係資料、⑤橋上駅舎・自由通路に関する景観条例・景観法関係資料、⑥橋上駅舎・自由通路に関する福祉のまちづくり条例関係資料、⑦橋上駅舎・自由通路に関する土地区画整理法関係資料、⑧橋上駅舎・自由通路に関する建築確認申請関係資料、⑨仮駅舎に関する福祉のまちづくり条例関係資料の開示できるようになる期日の追加記述について

審査請求人は当該情報については、単に不開示とするだけでなく条例第12条第2項に基づき、開示することができるようになる期日を追加記述すべきと主張する。

条例第12条第2項は「開示請求に係る行政情報が期間の経過により開示することができるようになる期日をあらかじめ明示することができ

るときは、その期日を付記するものとする。」としている。この期日とは、「〇〇工事が終了したとき」や「10年後」などの相当期間を意味するのではなく、「令和〇年〇月〇日以降」といった確定的に明示できる場合を指すものと解されている。

①ないし③の情報は、民間鉄道事業者（以下「協定相手方」という。）の営業、販売活動の計画、方針等に係る内部情報であり、防犯上の利益を損なうおそれもある情報であると認められる。

したがって、これらの情報は、条例第7条第3号アに該当する不開示情報であることから、開示することができるようになる期日を追加記述しなかった実施機関の判断は妥当である。

④ないし⑨の情報は、協定相手方による工事発注前であり①②の情報の記載もあることから、不開示とされている。実施機関の説明によると、東武野田線七里駅橋上化駅舎及び南北自由通路設置工事（以下「本件工事」という。）は、協定相手方が設計、工事発注手続き及び工事発注形式を決定して実施していく形で進めている事業であり、協定相手方は、本件工事の入札業務、年度ごとの工事期間などを確定していない状況とのことである。

したがって、このような状況下において、実施機関が④ないし⑨の情報を開示できるようになる期日を明示することは困難であるから、開示することができるようになる期日を追加記述しなかった実施機関の判断は妥当である。

(2) 本件工事に関する施行協定書の年度別工事費概算額調書について

本件工事に関する施行協定書の年度別工事費概算額調書（以下「当該調書」という。）の不開示部分について

当該調書は、当該事業における項目別、年度別に工事費の概算額が記載された文書である。

審査請求人は、当該調書の不開示部分については、市が工事額として協定相手方と締結した協定額であり、当該年度については既に予算化されており、次年度以降も債務として担保されている金額と考える。

また、項目別の金額、管理費、消費税についても、開示できるものと考えたと主張している。

当審査会において当該調書を見分したところ、項目別、年度別に工事費概算額が記載されているが、実施機関の説明によると各金額は協定相手方から伝えられて市も同意したもので、管理費も含めて協定相手方の企業運営上、他に公開すべからざる情報である。

よって、実施機関が当該部分を条例第7条第3号に該当するとして不

開示とした判断は妥当である。

また、審査請求人は開示できないとしても条例第12条第2項に基づき開示できるようになる期日の追加記述が必要と主張している。

実施機関の説明によると、市は、協定相手方の契約手続、工事業者の選定方法、発注方法等を把握しておらず、最終的に工事が終了した時には、工事発注形態は分かるが、現状では全く分からない状況とのことである。

したがって、協定相手方による年度ごとの工事発注手続きの時期及び工事発注形式等が分からない実施機関において情報を開示できるようになる時期を判断することはできないのであるから、情報を開示することができるようになる期日を追加記述しなかった実施機関の判断は妥当である。

- (3) 整備事業に関する令和2年5月28日議事録（以下「当該議事録」という。）、「打合せ資料を不開示とする理由の「行政処分に係る協議」「調整に関する情報」「企業の補償に関する情報」「企業との調整に関する情報」（以下「不開示理由の情報」という。）であることが認識できる情報について

審査請求人は、当該議事録の詳細な議事録内容は開示しないとしても、当該議事録や打合せ資料にはあると想定される各議事の小見出し等は、一部開示できるのではないかと考えていると主張している。

当該議事録は、実施機関が七里駅舎改修事業について、協定相手方及び区画整理協会等と各種協議を行った際の内容が記載された文書である。

当該議事録について、当審査会で見分したところ、協定相手方が、市以外の関係者と打合せや協議をした内容や、協定相手方の内部情報が記載されており、市以外の関係機関の情報であることが確認された。

そして、当該議事録の小見出し等の中には「1 協議の趣旨①、2 協議の内容①」の小見出しのように、開示することによって、市以外の関係機関の情報を開示する結果となってしまうものも存在している。

したがって、そのような小見出しについては、不開示とすることが妥当であるが、そうではない小見出しである「1 協議趣旨②③」「2 協議内容②③④」の小見出しについては、開示されるべきである。

- 3 以上の次第であるから、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和2年 11月10日	諮問の受理（諮問第553号）
②	同 年 12月17日	審議
③	令和3年 1月21日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年 4月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)